



本庄新都心地区環境検討委員会・提言

一本庄新都心地区オオタカ保護対策一

■早稲田リサーチパーク地区

(1) オオタカ保護対策上の目標

早稲田リサーチパークが計画されている大久保山は、オオタカの安全的な繁殖地であることが明らかとなっている。そのため、開発計画の検討に際しては、オオタカの繁殖が将来にわたって維持されることを目標とした対策を講じるものとする。

(2) オオタカ保護対策に求められる要件と開発上の課題

早稲田リサーチパーク地区は概ね、オオタカが繁殖するコアとなる場所であり基本的に開発は避けるべきとされる「営巣中心域」、または採餌場所等のバッファとなる地域で自然共生型の事業が求められる「高利用域」の区域に該当している。

1) 「営巣中心域」としての現況保全エリアの設定

① 西地区における「推定営巣中心域」内の保全

- ・ 1999年の最新巢より半径400m範囲については、「推定営巣中心域」として、本庄キャンパス校地利用計画（'99年7月）の見直しを行い現況樹林地の保全を図るものとする。
- ・ 早大敷地以西の児玉町樹林地についても、オオタカの一体的な繁殖地としての重要性に鑑み、保全の要請を関係各所に行い、広域的な保全が図られるように努める。
- ・ 推定営巣中心域内の農地については、オオタカの採餌場所としての重要性に鑑み、現況を維持し原則として開発の回避を図る。
- ・ 現況の保全が望まれる樹林地については、早稲田大学は保全樹林地とし、今後本庄市が策定する「緑の基本計画」においてふさわしい位置づけを図る。
- ・ 保全樹林地内は、オオタカの繁殖状況を把握し、必要に応じ適宜立入制限等の繁殖のために必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 保全樹林地内は、オオタカの繁殖条件の向上を図るため、営巣適木の育成・管理等による営巣条件の整備を行う。
- ・ 「推定営巣中心域」内に位置する既存構造物（本庄高等学院）については、新規建設は行わず既存施設の活用にとどめる。
- ・ 「推定営巣中心域」内に位置するグラウンド等の既存利用地については、現況の既設利用地内に限定し、先導的中核施設等の新規建設を行う。この際オオタカへの悪影響を回避するため、建築構造物の上部については、屋上緑化等の対策を講じる。また、施設間の主要な移動道路がある場合は、高木植栽または他の上部遮蔽を行う。空地部分については、在来種を用いた高木、低木等の植栽を積極的に施し、自然環境の創出・増加を図る。

2) 「高利用域」としての現況樹林地の保全・復元及び自然共生型事業への対応

① 「東地区」における現用樹林地の保全

- ・ 1998年等の営巣地点の位置する「東地区」については、営巣中心域の推定根拠の記録範囲を主として、北側に位置する区画整理事業地の公園計画等とも連携し、現況樹林地の一体的な保全・管理を図るものとする。
- ・ 上記範囲内の西側に位置する既存南北連絡道路については、その利用上の見直しが可能になるため、代償ミティゲーションの観点から当該箇所を対象に在来樹種の植栽による自然環境の復元・創出を図る。

② 「西地区」と「東地区」の現況保全エリアの連続性確保

- ・ オオタカの採餌場所や移動ルートを確認し、緑地の生物多様性機能を維持するために、「西地区」と「東地区」を結ぶ緑の回廊（エコロジカル・コリドー）として樹林地の連続性を図る。これについては、現況樹林地の保全および在来樹種の植栽による樹林地の復元を行い、50m幅の樹林帯の確保を図る。
- ・ 緑の回廊（エコロジカル・コリドー）に交差する新規南北道路（幅員12m）については、沿道部にシラカシ・ケヤキ等の高木の列植による自然環境の復元を行い、上空からの遮蔽効果を施す。ま

た、地形条件等を考慮して効果的な位置にボックスカルバート等の埋設による地上性動物類の移動ルート確保を図る。

③施設の造成・建設に関する自然共生型事業への展開

- ・「高利用域」内で新たに造成・建設される建築構造物に関しては、オオタカへの警戒心を極力低減するため、屋上や屋根への光沢性素材の使用を避けると共に、屋上緑化に努めるものとする。
- ・「高利用域」内における樹林地の減少による影響を極力低減するため、道路沿道等において在来樹種の植栽による樹林帯を設け、緑の回廊（エコロジカル・コリドー）のネットワーク化を促進する。
- ・建築構造物が建設される以外の空地部分についても、在来種を用いた高木、低木等の植栽を積極的に施し、極力自然環境の創出・増加を図る。

■土地区画整理事業地区

(1)オオタカ保護対策上の目標

土地区画整理事業の計画地内（約 160ha）は、新幹線の南側に位置する大久保山北東部の樹林地がオオタカ繁殖地の一部として利用されている他、水田・畑等の農地や河川沿いが採餌場としての役割を担った場所となっている。そのため、開発計画の検討に際しては、繁殖地としての樹林地を保全すると共に、河川・調整池・公園・道路等の整備の中で生物多様性に富んだオオタカの採餌場としても機能する「水と緑のネットワーク」の形成を目標に、各種対策を講じるものとする。

(2)オオタカ保護対策に求められる要件と開発上の課題

土地区画整理事業地区は、大久保山北東部の樹林地がオオタカの繁殖地の一部に、小山川北側の農耕地および男堀川沿いの水田等がオオタカの採餌場所となっており、自然共生型への事業対応が求められる「高利用域」に該当している。また、土地区画整理事業地区の目標のひとつとして「自然環境と共生できる街づくり」があげられており、「生物多様性の維持にも寄与できる水と緑のネットワークの形成」を図るものとしている。

1)「高利用域」としての現況樹林地の保全

①大久保山北東部における現況樹林地の保全・管理

- ・大久保山北東部に位置する（仮称）新駅南通り線より北側の現況樹林地は、オオタカの営業記録のある「東地区」の保全エリアに位置するため、地区公園（樹林地約 3.3ha を含む）を配置して現況樹林地の保全を図る。公園の内容は、環境管理型里山公園とし、オオタカの繁殖状況に応じて弾力的な保全・活用・管理の検討を行う。
- ・「早稲田リサーチパーク地区」と「土地区画整理事業地区」の境界部に新設される（仮称）新駅南通り線（幅員 18m）は、「東地区」保全エリアのほぼ中央部を通過する位置にあるため、トンネル構造とし上部樹林地の連続性を確保した一体的な現況保全を図る。

2)「高利用域」等としての自然共生型事業への対応

①「調整池」と「公園」の一体的配置と生態的整備によるオオタカの採餌場の確保

- ・オオタカの採餌場に関する現況調査資料に基づき、区画整理事業地の東部中央および東部南地区に「調整池」と「街区公園」を隣接させた一体的な配置を行い、採餌場としての代償機能の創出を図る。
- ・具体的には、「調整池」は常時水面や湿地が存在するウェット型とし、オオタカの餌となる水鳥や水生動物の生息可能な水域ビオトープとして整備する。また、オオタカは一般に樹木を止まり場として利用し採餌を行う習性があることから、「公園」内または「調整池」内の一面に「高木林エリア」を設け、採餌場としての機能向上を図るものとする。
- ・オオタカや採餌対象となる水鳥類は、人間に対しての警戒心が強いことから「調整池」および「高木林エリア」の設置と整備に関しては、人間の影響がおよびにくい非干渉距離等に十分留意し、適正な規模を確保すると共に立入制限等の効果的な措置を講じるものとする。
- ・小山川沿いの耕地整理未実施農地は採餌場所としての重要性が高いことから、当初より計画されていた「街区公園」（約 2500 m²）の他に、事業区域南端部に位置する大久保山樹林地と小山川堤防に囲まれた現況耕作放棄地（樹林地と耕作放棄地で約 6000 m²）を緑地として確保し、採餌場の代償機能を満たすビオトープとして保全・整備する。
- ・上記以外に新設される「調整池」と「公園」についても、可能な限り生物多様性に貢献する「ビオ

トープの創出」を図るものとする。

3) 「高域利用」を補完する生物多様性ネットワークの形成

① 「河川」を主とした東西環境軸による生物多様性ネットワーク形成

- ・事業地区の北縁部を東西に流れる「女堀川」については、既に河川改修が完了していることと事業地外に位置することから、河川沿道部に緑地帯を設け「河畔林の創出」を図る。
- ・事業地区の中央部を東西に流れる「男堀川」については、河道の付替えに伴う改修が予定されていることから河川事業者へ「多自然型川づくり」の要請を行うと共に、河川沿道部に整備される道路内に緑地帯を確保し「河畔林の創出」を図る。
- ・事業地区の南東端を東西に流れる「小山川」については、良好な河川環境が残されているため、現状の保持および一部公園緑地隣接箇所についてオオタカの採餌場としての一体的管理が可能となるよう河川事業者へ要請する。また、小山川堤防に沿った事業地区辺縁部には緑地帯（概ね幅3～4m）の確保が可能となるため、街区公園等との連携も意図した「河畔林の創出」を図る。
- ・新幹線以北の大久保山辺縁部から街区公園と新幹線沿線部へとつながる流れは、東西環境軸を補強する効果的な位置にあるため、在来植物の植栽等による連続性を持った「自然環境の復元・創出」に努めるものとする。

② 「道路」を主とした南北環境軸による生物多様性ネットワークの形成

- ・事業地区の中央部を南北に縦断して建設される「(仮称)中央通り線(幅員30m)」については、歩道と緑地帯の幅員が標準部では片側9.5m計19mの確保が可能であるため、高木/垂高木/低木/草本の4層構造による在来植物を用いた「街路樹緑地帯」の形成を図る。
- ・事業地区の東部を南北につなぐ「歩車共存道路(幅員9m)」と「(仮称)新都心環状線(幅員18m)」については、南北に配置された3ヶ所の「調整池」7ヶ所ほどの「公園」をむすぶ役割があるため、沿道の公共施設用地とも調整・連携を図り、可能な限り在来植物による「緑地帯」を確保する。
- ・上記以外に新設される「(仮称)新駅南通り線(幅員18m)」、「(仮称)東西通り線(幅員27m)」、「(仮称)新都心環状線(幅員18m)」、「歩車共存道路」、「歩行者専用道路」等についても、可能な限り生物多様性に貢献する在来植物を用いた「緑地帯」を確保するものとする。

※ 「第2回本庄新都心地区環境検討委員会」(平成12年2月4日)にて決定【平成12年2月4日】

